

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 漁業災害補償法に基づく加入区の設定の一部改正（2件）	水 産 経 営 課
・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	〃
○ 建築主事の所管区域の指定	建 築 課
○ 建築基準法に基づく建築主事が行う確認等の範囲	〃
○ 押印見直しにおける港湾課所管各規則の改正告示	港 湾 課
・ 一般競争入札の参加者の資格等	警 察 本 部 会 計 課
◎ 公 告	
・ 自然公園内県営公園施設指定管理者の募集	自 然 環 境 課
・ 特定計量器定期検査の実施	計 量 検 定 所
・ 契約者等	医 療 政 策 課
・ 土地改良区の定款変更の認可（2件）	農 村 整 備 課
・ 県営土地改良事業変更計画の決定	〃
・ 林業用種苗生産者講習会の開催	森 林 整 備 室
・ 第49回採石業務管理者試験合格者	監 理 課
・ 都市計画の図書の縦覧（2件）	都 市 政 策 課
・ 落札者等（2件）	物 品 管 理 室
・ 一般競争入札の実施	警 察 本 部 会 計 課
◎ 雑 報	
・ 一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第700号

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（昭和49年長崎県告示第2028号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月6日

長崎県知事 中村 法道

2の表中、橘湾東部加入区の項を削る。

長崎県告示第701号

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（昭和49年長崎県告示第1988号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月6日

長崎県知事 中村 法道

2の表中

「

橘湾東部第1加入区	橘湾東部漁業協同組合の地区のうち旧千々石町漁業協同組合の区域	1 第2号漁業（主として底曳網を営む漁業） 2 第2号漁業（1に掲げる以外の第2号漁業）
橘湾東部第2加入区	橘湾東部漁業協同組合の地区のうち旧南串山町漁業協同組合の区域	第2号漁業

」

を

「

橘湾東部加入区	橘湾東部漁業協同組合の地区	1 釣り・はえ縄漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう） 2 流し網・さし網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう） 3 流し網・さし網漁業（使用する漁船の総トン数が20トン以上100トン未満の大目流し網漁業をいう） 4 流し網・さし網漁業（使用する漁船の総トン数が20トン以上100トン未満で大目流し網漁業以外のものをいう） 5 流し網・さし網漁業（使用する漁船の総トン数が100トン以上であるものをいう） 6 中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう） 7 雑魚小型定置漁業（落し網を使用するものをいう） 8 雑魚小型定置漁業（落し網以外を使用するものをいう） 9 小型合併漁業（主として敷網を営む漁業） 10 旧千々石町漁業協同組合の区域の小型合併漁業（主として底曳網を営む漁業） 11 小型合併漁業（9及び10に掲げる以外のものをいう）
---------	---------------	--

」

に改める。

長崎県告示第702号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和2年11月6日

長崎県知事 中村 法道

加入区	漁業の区分
佐世保市加入区	小型合併漁業（主としてまき網を営む漁業で使用する漁船の総トン数が5トン未満であるものをいう。）
五島第2加入区	大型定置漁業又は大型定置漁業及び小型定置漁業を併せ営む漁業
五島第4加入区	水の浦の区域の小型合併漁業

長崎県告示第703号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第4条第7項の規定により所管区域ごとにその区域を所管する建築主事を次のとおり指定し、令和2年11月6日から適用する。ただし、所管する建築主事が審査を行うことができない場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

なお、建築主事の所管区域の指定（平成21年長崎県告示第472号）は、令和2年11月6日限り、廃止する。

令和2年11月6日

長崎県知事 中村 法道

所管する建築主事	所管する区域
土木部建築課に勤務する建築主事	全域
長崎振興局に勤務する建築主事	西彼杵郡
県北振興局に勤務する建築主事	平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡および北松浦郡
県央振興局に勤務する建築主事	諫早市及び大村市
島原振興局に勤務する建築主事	島原市、雲仙市及び南島原市
五島振興局に勤務する建築主事	五島市
五島振興局上五島支所に勤務する建築主事	南松浦郡新上五島町
対馬振興局に勤務する建築主事	対馬市
壱岐振興局に勤務する建築主事	壱岐市

長崎県告示第704号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に基づく建築主事が行う確認等の範囲を次のとおり定め、令和2年11月6日から適用する。なお、建築基準法に基づく建築主事が行う確認等の範囲（平成29年長崎県告示第802号の2）は、令和2年11月6日限り、廃止する。

令和2年11月6日

長崎県知事 中村 法道

建築基準法に基づく建築主事が行う確認等の範囲

1 法第6条（法第87条、第87条の4及び第88条において準用する場合を含む。）及び法第18条（法第87条、第87条の4及び第88条において準用する場合を含む。）の規定による確認等の取扱対象区分は、次のとおりとする。ただし、所管する建築主事が審査を行うことができない場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 本庁建築主事

ア 法第6条第1項に規定する建築物で申請部分の階数が5以上のもの又は床面積が2,000平方メートルを超えるもの（壱岐振興局及び対馬振興局が所管する区域内の建築物に限る。）

イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第138条第2項各号に規定する工作物

(2) 地方機関建築主事

(1)に掲げるもの以外のもの

2 法第7条（法第87条の4及び第88条において準用する場合を含む。）及び法第18条（法第87条の4及び第88条において準用する場合を含む。）の規定による完了検査及び法第7条の3の規定による中間検査の取扱対象区分は、次のとおりとする。ただし、所管する建築主事が検査を行うことができない場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 本庁建築主事

令第138条第2項各号に規定する工作物

(2) 地方機関建築主事

(1)に掲げるもの以外のもの

長崎県告示第705号

長崎県港湾管理規則、長崎県営港湾ターミナルビル条例施行規則、長崎県県営空港条例施行規則、長崎空港内外連絡通路管理条例施行規則、長崎県海岸占用料及び土石採取料徴収等規則、長崎県海域管理条例施行規則の各

規則様式において、押印を不要とする。

また、長崎県営港湾ターミナルビル条例施行規則にて定める様式第1号、様式第2号の保証人欄については押印欄削除とし自署を追加する。

令和2年11月6日

長崎県知事 中村 法道

改正後 様式第1号その2 (第2条関係) (岸壁、物揚場) 一般荷置使用許可申請書 年 月 日 様 申請者 住 所 氏 名 _____ ①	改正前 様式第1号その2 (第2条関係) (岸壁、物揚場) 一般荷置使用許可申請書 年 月 日 様 申請者 住 所 氏 名 _____ ①																																																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:30%;">使用場所</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>品名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>個数(トン数)</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>船名</td><td style="width:20%;">揚積の別</td><td></td></tr> <tr><td>使用面積</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>使用期間</td><td colspan="2">自 至</td></tr> <tr><td>使用期間変更</td><td colspan="2">自 至</td></tr> <tr><td>添付図面</td><td colspan="2">(1) 位置図 (2) 求積図</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">この欄は記入しないでください。</td></tr> <tr><td>使用許可期間</td><td colspan="2">自 至</td></tr> </table> <p>(注) 1 この申請書は、使用の日の7日前までに2通提出すること。 2 トン数は、容積トン又は重量トンのうち、大きい方を記入すること。 3 () 内の該当箇所を○でかこむこと。</p>	使用場所			品名			個数(トン数)			船名	揚積の別		使用面積			使用期間	自 至		使用期間変更	自 至		添付図面	(1) 位置図 (2) 求積図		この欄は記入しないでください。			使用許可期間	自 至		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:30%;">使用場所</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>品名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>個数(トン数)</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>船名</td><td style="width:20%;">揚積の別</td><td></td></tr> <tr><td>使用面積</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>使用期間</td><td colspan="2">自 至</td></tr> <tr><td>使用期間変更</td><td colspan="2">自 至</td></tr> <tr><td>添付図面</td><td colspan="2">(1) 位置図 (2) 求積図</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">この欄は記入しないでください。</td></tr> <tr><td>使用許可期間</td><td colspan="2">自 至</td></tr> </table> <p>(注) 1 この申請書は、使用の日の7日前までに2通提出すること。 2 トン数は、容積トン又は重量トンのうち、大きい方を記入すること。 3 () 内の該当箇所を○でかこむこと。</p>	使用場所			品名			個数(トン数)			船名	揚積の別		使用面積			使用期間	自 至		使用期間変更	自 至		添付図面	(1) 位置図 (2) 求積図		この欄は記入しないでください。			使用許可期間	自 至	
使用場所																																																													
品名																																																													
個数(トン数)																																																													
船名	揚積の別																																																												
使用面積																																																													
使用期間	自 至																																																												
使用期間変更	自 至																																																												
添付図面	(1) 位置図 (2) 求積図																																																												
この欄は記入しないでください。																																																													
使用許可期間	自 至																																																												
使用場所																																																													
品名																																																													
個数(トン数)																																																													
船名	揚積の別																																																												
使用面積																																																													
使用期間	自 至																																																												
使用期間変更	自 至																																																												
添付図面	(1) 位置図 (2) 求積図																																																												
この欄は記入しないでください。																																																													
使用許可期間	自 至																																																												

様式第1号その4 (第2条関係)
(上屋、倉庫、事務室) 専用使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住 所 氏 名

位置又は名称	
目的又は品名等	
数量(面積その他)	
使用期間	自 至
添付書類	(1) 位置図 (2) 求積図 (3) 使用計画図及び使用方法書

(注) 1 この申請書は使用の日の7日前までに2通提出すること。
2 () 内該当箇所を○でかこむこと。

様式第1号その4 (第2条関係)
(上屋、倉庫、事務室) 専用使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住 所 氏 名

位置又は名称	
目的又は品名等	
数量(面積その他)	
使用期間	自 至
添付書類	(1) 位置図 (2) 求積図 (3) 使用計画図及び使用方法書

(注) 1 この申請書は使用の日の7日前までに2通提出すること。
2 () 内該当箇所を○でかこむこと。

様式第1号その5 (第2条関係)

待合所専用使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住 所 氏 名

位 置	
使用目的又は用途	
使 用 面 積	
使 用 期 間	自 至
添 付 書 類	(1) 位置図 (2) 求積図 (3) 使用計画図及び使用方法書

(注) この申請書は、使用の日の7日前までに2通提出すること。

様式第1号その5 (第2条関係)

待合所専用使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住 所 氏 名

位 置	
使用目的又は用途	
使 用 面 積	
使 用 期 間	自 至
添 付 書 類	(1) 位置図 (2) 求積図 (3) 使用計画図及び使用方法書

(注) この申請書は、使用の日の7日前までに2通提出すること。

様式第1号その6 (第2条関係)

港湾施設用地目的外使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住所 氏名

財産の種類及び名称	
位 置	
使 用 面 積	
使 用 目 的	
使 用 期 間	自 至
原形変更をしたい事項	
設 置 し た い 物 件	
添 付 書 類	(1) 使用財産の見取図 (2) 原形変更状況図 (3) 物件設置状況図

(注) この申請書は、使用の日の2箇月前までに4通提出すること。

様式第1号その6 (第2条関係)

港湾施設用地目的外使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住所 氏名

財産の種類及び名称	
位 置	
使 用 面 積	
使 用 目 的	
使 用 期 間	自 至
原形変更をしたい事項	
設 置 し た い 物 件	
添 付 書 類	(1) 使用財産の見取図 (2) 原形変更状況図 (3) 物件設置状況図

(注) この申請書は、使用の日の2箇月前までに4通提出すること。

様式第1号その7 (第2条関係)

遊漁船用特定係留施設使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住所 氏名

使用場所	
船名	
船主	
船舶の長さ	メートル
使用期間	自 年 月 日 至 年 月 日
添付書類	日本小型船舶検査機構が交付する船舶検査証書の写し

(注) 1 この申請書は、使用の日の7日前までに2通提出すること。
2 船舶の長さは、日本小型船舶検査機構が交付する船舶検査証書に記載されている船舶の長さを記入すること。

様式第1号その7 (第2条関係)

遊漁船用特定係留施設使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住所 氏名

使用場所	
船名	
船主	
船舶の長さ	メートル
使用期間	自 年 月 日 至 年 月 日
添付書類	日本小型船舶検査機構が交付する船舶検査証書の写し

(注) 1 この申請書は、使用の日の7日前までに2通提出すること。
2 船舶の長さは、日本小型船舶検査機構が交付する船舶検査証書に記載されている船舶の長さを記入すること。

様式第1号その10 (第2条関係)

マリナー用浮さん橋使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住所 氏名

使用場所		
使用施設の能力	1 艇長 10m未満 2 艇長 10m以上	
利用予定船種	<input type="checkbox"/> クルーザーヨット <input type="checkbox"/> モーターボート <input type="checkbox"/> ディンギーヨット <input type="checkbox"/> その他()	
使用目的	使用数量	バース
使用期間	自 至 年 月 日 年 月 日	
使用責任者		
添付書類	(1) 使用計画書 (2) 身分を証する書類の写し又は定款及び登記簿謄本 (3) 日本小型船舶検査機構が交付する船舶検査証書の写し (4) その他知事が必要と認めた書類	

(注) 1 この申請書は、使用の日の7日前までに2通提出すること。
 2 該当番号は○でかこみ、□内はレを入れること。
 3 添付書類は、申請内容により知事が必要と認めたもののみ提出すること。

様式第1号その10 (第2条関係)

マリナー用浮さん橋使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住所 氏名

使用場所		
使用施設の能力	1 艇長 10m未満 2 艇長 10m以上	
利用予定船種	<input type="checkbox"/> クルーザーヨット <input type="checkbox"/> モーターボート <input type="checkbox"/> ディンギーヨット <input type="checkbox"/> その他()	
使用目的	使用数量	バース
使用期間	自 至 年 月 日 年 月 日	
使用責任者		
添付書類	(1) 使用計画書 (2) 身分を証する書類の写し又は定款及び登記簿謄本 (3) 日本小型船舶検査機構が交付する船舶検査証書の写し (4) その他知事が必要と認めた書類	

(注) 1 この申請書は、使用の日の7日前までに2通提出すること。
 2 該当番号は○でかこみ、□内はレを入れること。
 3 添付書類は、申請内容により知事が必要と認めたもののみ提出すること。

様式第1号その11 (第2条関係)
船舶保管用施設使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住所 氏名

印

使用場所		区画
使用施設の対象船舶	1 デインギュー型ヨット 2 デインギュー型ヨット以外の船舶	
利用予定船種	<input type="checkbox"/> クルーザーヨット <input type="checkbox"/> モーターボート <input type="checkbox"/> デインギューヨット <input type="checkbox"/> その他()	
使用目的	使用数量	区画
使用期間	自 至	年 月 日 年 月 日
使用責任者		
添付書類	(1) 使用計画書 (2) 身分を証する書類の写し又は定款及び登記簿謄本 (3) 日本小型船舶検査機構が交付する船舶検査証書の写し (4) その他知事が必要と認めた書類	

(注) 1 この申請書は、使用の日の7日前までに2通提出すること。
2 該当番号は○でかき、□内はレを入れること。
3 添付書類は、申請内容により知事が必要と認めたもののみ提出すること。

様式第1号その11 (第2条関係)
船舶保管用施設使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住所 氏名

使用場所		区画
使用施設の対象船舶	1 デインギュー型ヨット 2 デインギュー型ヨット以外の船舶	
利用予定船種	<input type="checkbox"/> クルーザーヨット <input type="checkbox"/> モーターボート <input type="checkbox"/> デインギューヨット <input type="checkbox"/> その他()	
使用目的	使用数量	区画
使用期間	自 至	年 月 日 年 月 日
使用責任者		
添付書類	(1) 使用計画書 (2) 身分を証する書類の写し又は定款及び登記簿謄本 (3) 日本小型船舶検査機構が交付する船舶検査証書の写し (4) その他知事が必要と認めた書類	

(注) 1 この申請書は、使用の日の7日前までに2通提出すること。
2 該当番号は○でかき、□内はレを入れること。
3 添付書類は、申請内容により知事が必要と認めたもののみ提出すること。

様式第1号その12 (第2条関係)
船揚場 (上下架施設) 使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住所 氏名



位 置		
型 式 (能力)	()	
利用予定船舶及び予定重量	<input type="checkbox"/> クルーザーヨット <input type="checkbox"/> モーターボート <input type="checkbox"/> その他 () t以内	
使用目的	使用数量	基
使用期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
操作責任者		
添付書類	(1) 使用計画書 (2) 身分を証する書類の写し又は定款及び登記簿謄本 (3) クレーン運転士の資格を有することを証する書類の写し (4) その他知事が必要と認めた書類	

(注) 1 この申請書は、使用の日の7日前までに2通提出すること。
 2 □内はレを入れること。
 3 添付書類は、申請内容により知事が必要と認めたもののみ提出すること。

様式第1号その12 (第2条関係)
船揚場 (上下架施設) 使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住所 氏名

位 置		
型 式 (能力)	()	
利用予定船舶及び予定重量	<input type="checkbox"/> クルーザーヨット <input type="checkbox"/> モーターボート <input type="checkbox"/> その他 () t以内	
使用目的	使用数量	基
使用期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
操作責任者		
添付書類	(1) 使用計画書 (2) 身分を証する書類の写し又は定款及び登記簿謄本 (3) クレーン運転士の資格を有することを証する書類の写し (4) その他知事が必要と認めた書類	

(注) 1 この申請書は、使用の日の7日前までに2通提出すること。
 2 □内はレを入れること。
 3 添付書類は、申請内容により知事が必要と認めたもののみ提出すること。

様式第1号その13 (第2条関係)

駐車場定期使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住所 氏名

車 種	車両番号	氏名
駐車場使用者	住所	
使用期限	種 類	
※ 発行日	※ 使用料	
※ 発行番号	※ 取扱者印	

(注) 1 月の途中で契約又は解約する場合でも、使用料の減額はいたしません。
 2 解約をされる場合は、1ヶ月前までに申し出ること。
 (※印欄は、記入しないでください。)

様式第1号その13 (第2条関係)

駐車場定期使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住所 氏名

車 種	車両番号	氏名
駐車場使用者	住所	
使用期限	種 類	
※ 発行日	※ 使用料	
※ 発行番号	※ 取扱者印	

(注) 1 月の途中で契約又は解約する場合でも、使用料の減額はいたしません。
 2 解約をされる場合は、1ヶ月前までに申し出ること。
 (※印欄は、記入しないでください。)

様式第1号その14 (第2条関係)
骨材積出施設使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住 所 名

位置又は名称		
使用目的		
品名		
船名		船主
数量	台	
使用期間	自 至	
使用期間変更	自 至	
この欄は、記入しないでください。		
使用許可期間		

(注) この申請書は、使用の日の7日前までに2通提出すること。

様式第1号その14 (第2条関係)
骨材積出施設使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住 所 名

位置又は名称		
使用目的		
品名		
船名		船主
数量	台	
使用期間	自 至	
使用期間変更	自 至	
この欄は、記入しないでください。		
使用許可期間		

(注) この申請書は、使用の日の7日前までに2通提出すること。

様式第1号その16 (第2条関係)

マリーナ環境整備施設使用許可申請書

様

年 月 日

申請者 住所 氏名

位 置	
使用目的又は用途	
使 用 面 積	
使 用 期 間	自 至
添 付 書 類	(1) 位置図 (2) 求積図 (3) 使用計画図及び使用方法書 (4) その他知事が必要と認めたる書類
備 考	

(注) 1 この申請書は、使用の日の7日前までに2通提出すること。
2 添付書類は、申請内容により知事が必要と認めたるもののみ提出すること。

様式第1号その16 (第2条関係)

マリーナ環境整備施設使用許可申請書

様

年 月 日

申請者 住所 氏名

印

位 置	
使用目的又は用途	
使 用 面 積	
使 用 期 間	自 至
添 付 書 類	(1) 位置図 (2) 求積図 (3) 使用計画図及び使用方法書 (4) その他知事が必要と認めたる書類
備 考	

(注) 1 この申請書は、使用の日の7日前までに2通提出すること。
2 添付書類は、申請内容により知事が必要と認めたるもののみ提出すること。

様式第1号その17 (第2条関係)

マリーナ用船舶修理工施設使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住所 氏名

印

位 置	
使用目的又は用途	
使 用 面 積	
使 用 期 間	自 至
添 付 書 類	(1) 位置図 (2) 求積図 (3) 使用計画図及び使用方法書 (4) その他知事が必要と認めた書類
備 考	

(注) 1 この申請書は、使用の日の7日前までに2通提出すること。
2 添付書類は、申請内容により知事が必要と認められたもののみ提出すること。

様式第1号その17 (第2条関係)

マリーナ用船舶修理工施設使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住所 氏名

位 置	
使用目的又は用途	
使 用 面 積	
使 用 期 間	自 至
添 付 書 類	(1) 位置図 (2) 求積図 (3) 使用計画図及び使用方法書 (4) その他知事が必要と認めた書類
備 考	

(注) 1 この申請書は、使用の日の7日前までに2通提出すること。
2 添付書類は、申請内容により知事が必要と認められたもののみ提出すること。

様式第1号その18 (第2条関係)

長崎港 [福田
常盤・出島] 緑地使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住所 氏名

位 置	
使 用 の 内 容	
使 用 目 的	
使 用 数 量	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
現 地 責 任 者	住 所 : 氏 名 : 電 話 番 号 :
添 付 書 類	(1) 位置図 (2) 使用計画図及び使用方法書 (3) 使用数量が面積の場合は求積図 (4) その他知事が必要と認めた書類

(注) この申請書は、通常使用に該当する場合は使用の日の7日前までに、目的外使用に該当する場合は使用の日の2箇月前までに、それぞれ2通提出すること。

様式第1号その18 (第2条関係)

長崎港 [福田
常盤・出島] 緑地使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住所 氏名

位 置	
使 用 の 内 容	
使 用 目 的	
使 用 数 量	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
現 地 責 任 者	住 所 : 氏 名 : 電 話 番 号 :
添 付 書 類	(1) 位置図 (2) 使用計画図及び使用方法書 (3) 使用数量が面積の場合は求積図 (4) その他知事が必要と認めた書類

(注) この申請書は、通常使用に該当する場合は使用の日の7日前までに、目的外使用に該当する場合は使用の日の2箇月前までに、それぞれ2通提出すること。

様式第2号 (第3条関係)

港湾施設使用変更許可申請書

年 月 日

様

申請者 住 所 氏 名 ⑥

年 月 日付 第 号で許可のあった について、次のとおり変更したいので、長崎県港湾施設管理条例施行規則第3条の規定により申請します。

変 更 事 項	(新) (旧)
変 更 理 由	
添 付 書 類	(1) 許可書の写し

(注) この申請書は、変更の7日前までに2通提出すること。ただし、目的外使用許可の変更については、変更の日の2箇月前までに4通提出すること。

様式第2号 (第3条関係)

港湾施設使用変更許可申請書

年 月 日

様

申請者 住 所 氏 名

年 月 日付 第 号で許可のあった について、次のとおり変更したいので、長崎県港湾施設管理条例施行規則第3条の規定により申請します。

変 更 事 項	(新) (旧)
変 更 理 由	
添 付 書 類	(1) 許可書の写し

(注) この申請書は、変更の7日前までに2通提出すること。ただし、目的外使用許可の変更については、変更の日の2箇月前までに4通提出すること。

様式第4号(第4条関係)

水域(公共空地)占用許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者

住所

氏名 ㊦

下記のとおりに占有したいので、港湾法第37条(第56条)の規定により申請します。

港湾名()

1	位置	市 町 村	番地
2	面積	平方メートル	
3	目的		
4	期間	年 月 日 年 月 日	から 日まで
5	添付図書		
	(1) 位置図		
	(2) 地況図		
	(3) 実測図		
	(4) 設計図、構造図		
	(5) その他(承諾書等)		

様式第4号(第4条関係)

水域(公共空地)占用許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者

住所

氏名

下記のとおりに占有したいので、港湾法第37条(第56条)の規定により申請します。

港湾名()

1	位置	市 町 村	番地
2	面積	平方メートル	
3	目的		
4	期間	年 月 日 年 月 日	から 日まで
5	添付図書		
	(1) 位置図		
	(2) 地況図		
	(3) 実測図		
	(4) 設計図、構造図		
	(5) その他(承諾書等)		

様式第5号 (第4条関係)

土砂採取許可申請書

長崎県知事 様

申請者 住 所 氏 名 ④

年 月 日

下記のとおりに採取したいので、港湾法第37条 (第56条) の規定により申請します。

港灣名 ()

1	位 置		
2	種 類		
3	数 量 種 類	(採取面積)	立方メートル 平方メートル
4	目 的		
5	期 間		年 月 日から 年 月 日まで
6	添付図書	(1) 位置図 (2) 地況図 (3) 実測図 (4) 採取方法書 (5) その他 (承諾書等)	

様式第5号 (第4条関係)

土砂採取許可申請書

長崎県知事 様

申請者 住 所 氏 名

年 月 日

下記のとおりに採取したいので、港湾法第37条 (第56条) の規定により申請します。

港灣名 ()

1	位 置		
2	種 類		
3	数 量 種 類	(採取面積)	立方メートル 平方メートル
4	目 的		
5	期 間		年 月 日から 年 月 日まで
6	添付図書	(1) 位置図 (2) 地況図 (3) 実測図 (4) 採取方法書 (5) その他 (承諾書等)	

様式第6号 (第4条関係)

水域施設等建設 (改良) 許可申請書		年 月 日
長崎県知事 様	申請者	
	住所	
	氏名	①
下記のとおり建設 (改良) したいので、港湾法第37条 (第56条) の規定により申請します。		
		港湾名 ()
1	工事施工の位置	
2	目的	
3	工事の概要	
4	期間	年 月 日から 年 月 日まで
5	添付図書 (1) 位置図 (2) 地況図 (3) 工事設計書 (関係図面を含む) (4) その他 (承諾書等)	

様式第6号 (第4条関係)

水域施設等建設 (改良) 許可申請書		年 月 日
長崎県知事 様	申請者	
	住所	
	氏名	
下記のとおり建設 (改良) したいので、港湾法第37条 (第56条) の規定により申請します。		
		港湾名 ()
1	工事施工の位置	
2	目的	
3	工事の概要	
4	期間	年 月 日から 年 月 日まで
5	添付図書 (1) 位置図 (2) 地況図 (3) 工事設計書 (関係図面を含む) (4) その他 (承諾書等)	

様式第7号 (第4条関係)

構築物建設 (改築) 許可申請書	
長崎県知事 様	年 月 日
申請者 住所 氏名	
港 湾 名 ()	
下記のとおりに構築物を建設 (改築) したいので、港湾法第37条 (第56条) の規定により申請します。	
1	構築物の位置
2	目 的
3	期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで
4	構築物の種類 及び 構 造
5	構 築 物 の 載 荷 重 量
6	工 事 の 実 施 方 法
7	添付図書 (1) 位置図 (2) 実測図 (3) 構築物の設計書、構造計算書 及び載荷重量計算書 (4) 設計図、構造図

様式第7号 (第4条関係)

構築物建設 (改築) 許可申請書	
長崎県知事 様	年 月 日
申請者 住所 氏名	
港 湾 名 ()	
下記のとおりに構築物を建設 (改築) したいので、港湾法第37条 (第56条) の規定により申請します。	
1	構築物の位置
2	目 的
3	期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで
4	構築物の種類 及び 構 造
5	構 築 物 の 載 荷 重 量
6	工 事 の 実 施 方 法
7	添付図書 (1) 位置図 (2) 実測図 (3) 構築物の設計書、構造計算書 及び載荷重量計算書 (4) 設計図、構造図

様式第8号 (第4条関係)

廃棄物許可申請書

長崎県知事 様

申請者

住所

氏名 ㊟

年 月 日

下記のとおりに投棄したいので、港湾法第37条 (第56条) の規定により申請します。

港湾名 ()

1	投棄の場所	
2	目的	平方メートル
3	期間	年 月 日から 年 月 日まで
4	投棄物の種類	
5	投棄物の数量及び面積	数量 面積 立方メートル 平方メートル
6	投棄方法	
7	添付図書 (1) 位置図 (2) 地況図 (3) 求積図 (4) その他 (承諾書等)	

様式第9号 (第4条関係)

様式第8号 (第4条関係)

廃棄物許可申請書

長崎県知事 様

申請者

住所

氏名

年 月 日

下記のとおりに投棄したいので、港湾法第37条 (第56条) の規定により申請します。

港湾名 ()

1	投棄の場所	
2	目的	平方メートル
3	期間	年 月 日から 年 月 日まで
4	投棄物の種類	
5	投棄物の数量及び面積	数量 面積 立方メートル 平方メートル
6	投棄方法	
7	添付図書 (1) 位置図 (2) 地況図 (3) 求積図 (4) その他 (承諾書等)	

様式第9号 (第4条関係)

着 手 (完 了) 届

年 月 日

長崎県知事 様

申請者

住 所

氏 名

㊦

下記のとおり着手(完了)しましたので、長崎県港湾管理規則第4条第4項の規定によりお届けします。

港湾名 ()

1	許可指令年月日 及び 番号	
2	許可を受けた 場 所	
3	種 別	
4	許可を受けた 期 間	
5	着 手 (完 了) 年 月 日	

着 手 (完 了) 届

年 月 日

長崎県知事 様

申請者

住 所

氏 名

下記のとおり着手(完了)しましたので、長崎県港湾管理規則第4条第4項の規定によりお届けします。

港湾名 ()

1	許可指令年月日 及び 番号	
2	許可を受けた 場 所	
3	種 別	
4	許可を受けた 期 間	
5	着 手 (完 了) 年 月 日	

様式第12号その1 (第8条関係)

危険物
〔荷役
蔵置〕
行為許可申請書

年 月 日

様

申請人 住 所 氏 名

場 所	
危険物等の品名	
数 量	
期 間	自 至
取扱責任者	
添付図面 (1) 位置図	

(注) この申請書は、行為の日の7日前までに2通提出すること。

様式第12号その1 (第8条関係)

危険物
〔荷役
蔵置〕
行為許可申請書

年 月 日

様

申請人 住 所 氏 名

場 所	
危険物等の品名	
数 量	
期 間	自 至
取扱責任者	
添付図面 (1) 位置図	

(注) この申請書は、行為の日の7日前までに2通提出すること。

様式第12号その2 (第8条関係)
くん蒸作業行為許可申請書

年 月 日

様

申請人 住所 氏名

④

場 所	
品 名	
使用薬品名	
くん蒸方法	
使用面積	
作業期間	自 至
作業責任者	
添付図面	(1) 位置図

(注) この申請書は、行為の日の7日前までに2通提出すること。

様式第12号その2 (第8条関係)
くん蒸作業行為許可申請書

年 月 日

様

申請人 住所 氏名

場 所	
品 名	
使用薬品名	
くん蒸方法	
使用面積	
作業期間	自 至
作業責任者	
添付図面	(1) 位置図

(注) この申請書は、行為の日の7日前までに2通提出すること。

様式第14号 (第12条関係)

係 留 届

年 月 日

様

申請人住所氏名

④

船名	国籍	
船種	船の用途	
総トン数	最大きっ水	
全長		
船主名		
代理店名		
くい留施設の名称又は場所	係船期間	自 月 日 時
		至 月 日 時
主なる揚荷	種 類	仕 出 港
	種 類	仕 出 港
主なる積荷	種 類	仕 出 港
	種 類	仕 出 港

(注) この届は係留させようとする日の前日までに1通提出すること。

様式第14号 (第12条関係)

係 留 届

年 月 日

様

申請人住所氏名

船名	国籍	
船種	船の用途	
総トン数	最大きっ水	
全長		
船主名		
代理店名		
くい留施設の名称又は場所	係船期間	自 月 日 時
		至 月 日 時
主なる揚荷	種 類	仕 出 港
	種 類	仕 出 港
主なる積荷	種 類	仕 出 港
	種 類	仕 出 港

(注) この届は係留させようとする日の前日までに1通提出すること。

様式第15号 (第12条関係)

入 出 ぎ よ 届

年 月 日

様

申請人 住 所 氏 名

④

船 名			
用 途	国 籍		
総 ト ン 数	き っ 水	船 首	船 尾
全 長			
船 主 名			
代 理 店 名			
入 ぎ よ 目 的	現 在 の		
入 ぎ よ 日 時	停 泊 場 所		
船 ぎ よ の 名 称 船 台	出 ぎ よ 後 の 進 水 停 泊 場 所		
出 ぎ よ 日 時 進 水	進 水 距 離		

(注) この届は、出入ぎよさせようとする日の前日までに1通提出すること。

様式第15号 (第12条関係)

入 出 ぎ よ 届

年 月 日

様

申請人 住 所 氏 名

船 名			
用 途	国 籍		
総 ト ン 数	き っ 水	船 首	船 尾
全 長			
船 主 名			
代 理 店 名			
入 ぎ よ 目 的	現 在 の		
入 ぎ よ 日 時	停 泊 場 所		
船 ぎ よ の 名 称 船 台	出 ぎ よ 後 の 進 水 停 泊 場 所		
出 ぎ よ 日 時 進 水	進 水 距 離		

(注) この届は、出入ぎよさせようとする日の前日までに1通提出すること。

改正前	改正後
<p>様式第1号 長崎県営港湾ターミナルビル使用許可申請書</p> <p>長崎県知事 様</p> <p>申請者 住 所 業 名 住 職 氏 業 名 保証人 住 所 業 名 住 職 氏 業 名</p> <p>年 月 日</p> <p>Ⓔ</p> <p>Ⓔ</p> <p>下記のとおり使用したいので、長崎県営港湾ターミナルビル条例第2条の規定により関係書類を添えて、申請します。</p> <p>記</p> <p>1 位 置 2 面 積 平方メートル 3 使用目的又は用途 年 月 日から 年 月 日まで 4 使用期間 5 添付書類 (1) 位置図 (2) 求積図 (3) 使用計画図及び使用方法書</p>	<p>様式第1号 長崎県営港湾ターミナルビル使用許可申請書</p> <p>長崎県知事 様</p> <p>申請者 住 所 業 名 住 職 氏 業 名 保証人 住 所 業 名 住 職 氏 業 名 (保証人自署)</p> <p>年 月 日</p> <p>下記のとおり使用したいので、長崎県営港湾ターミナルビル条例第2条の規定により関係書類を添えて、申請します。</p> <p>記</p> <p>1 位 置 2 面 積 平方メートル 3 使用目的又は用途 年 月 日から 年 月 日まで 4 使用期間 5 添付書類 (1) 位置図 (2) 求積図 (3) 使用計画図及び使用方法書</p>

様式第2号

長崎県営港湾ターミナルビル使用期間更新申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
職 氏 業 名
保 証 人 住 所
職 氏 業 名

(保証人自署)

下記のとおり使用期間の更新をいたしたいので、許可下さるよう長崎県営港湾ターミナルビル条例第4条第2項の規定により関係書類を添えて、申請します。

記

- 1 位 置
- 2 面 積 平方メートル
- 3 従来及び今後の使用目的又は用途
- 4 従来の使用期間及び更新希望期間
- 5 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 求積図
 - (3) 使用計画図及び使用方法書

様式第2号

長崎県営港湾ターミナルビル使用期間更新申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
職 氏 業 名
保 証 人 住 所
職 氏 業 名

下記のとおり使用期間の更新をいたしたいので、許可下さるよう長崎県営港湾ターミナルビル条例第4条第2項の規定により関係書類を添えて、申請します。

記

- 1 位 置
- 2 面 積 平方メートル
- 3 従来及び今後の使用目的又は用途
- 4 従来の使用期間及び更新希望期間
- 5 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 求積図
 - (3) 使用計画図及び使用方法書

様式第3号

長崎県営港湾ターミナルビル原形変更許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
氏 名

下記のとおり、ターミナルの施設の原形を変更したいので、長崎県営港湾ターミナルビル条例施行規則第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 原形変更の位置
- 2 変更目的又は理由
- 3 工事期間
- 4 種 類
- 5 添付書類
 - (1) 原形変更工事設計書
 - (2) 位置図
 - (3) その他

様式第3号

長崎県営港湾ターミナルビル原形変更許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
氏 名

下記のとおり、ターミナルの施設の原形を変更したいので、長崎県営港湾ターミナルビル条例施行規則第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 原形変更の位置
- 2 変更目的又は理由
- 3 工事期間
- 4 種 類
- 5 添付書類
 - (1) 原形変更工事設計書
 - (2) 位置図
 - (3) その他

改正後		改正前	
様式第1号	運用時間外空港施設使用許可申請書	様式第1号	運用時間外空港施設使用許可申請書
長崎県知事 様	申請者住所 氏 名 〔法人にあっては名称及び 代表者の氏名〕	長崎県知事 様	申請者住所 氏 名 〔法人にあっては名称及び 代表者の氏名〕
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
記		記	
長崎県営空港条例第2条第2項の規定により下記のとおり運用時間外空港施設使用の許可を受けたいので申請します。		長崎県営空港条例第2条第2項の規定により下記のとおり運用時間外空港施設使用の許可を受けたいので申請します。	
1	使用航空機の型式及び登録番号 (ア) 型式 (イ) 登録番号	1	使用航空機の型式及び登録番号 (ア) 型式 (イ) 登録番号
2	使用日 時 年 月 日 時から 時まで	2	使用日 時 年 月 日 時から 時まで
3	使用しようとする施設 (ア) 滑走路 (イ) エプロン (ウ) その他	3	使用しようとする施設 (ア) 滑走路 (イ) エプロン (ウ) その他
4	運用時間外使用の理由	4	運用時間外使用の理由
5	空港施設の点検等の方法	5	空港施設の点検等の方法
6	その他参考事項	6	その他参考事項
(注) 3の(ウ)に該当するときは、6の欄に詳記すること。		(注) 3の(ウ)に該当するときは、6の欄に詳記すること。	

様式第2号

空港施設使用（変更）届書

長崎県知事 様	長崎県 様	年 月 日
申請者住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)		
長崎県営空港条例第3条の規定により下記のとおり届け出ます。		
1 使用しようとする空港名	(ア) 滑走路 (イ) エプロン (ウ) 誘導路	キログラム
2 使用しようとする空港施設		
3 航空機の最大離着陸重量		キログラム
4 航空機等級番号またはタイヤ圧		
5 使用目的	(ア) 定期航空運送事業 (イ) 不定期航空運送事業 (ウ) 航空機使用事業 (エ) その他	
6 使用予定航空機の型式及び国籍登録の記号		
7 使用日	年 月 日 時 分から 年 月 日 時まで	
8 航空路	_____ 空港～ _____ 空港	
9 その他		
※1 使用料	(ア) 即時着陸料 (イ) 一括夜間照明料	円 円 円 円
※2 納入発行年月日	(ア) 発行年月日 (イ) 納付期限	年 月 日 年 月 日
※3 取扱者	職名 氏名	

注1 ※印欄は記入しないこと。
 2 4には1の使用しようとする空港名が福江空港、杵岐空港及び対馬空港の場合は航空機等級番号を記入、上五島空港及び小値賀空港の場合はタイヤ圧を記入すること。
 3 5の(ウ)又は(エ)に該当するときは9にその目的を詳記すること。

様式第2号

空港施設使用（変更）届書

長崎県知事 様	長崎県 様	年 月 日
申請者住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)		
長崎県営空港条例第3条の規定により下記のとおり届け出ます。		
1 使用しようとする空港名	(ア) 滑走路 (イ) エプロン (ウ) 誘導路	キログラム
2 使用しようとする空港施設		
3 航空機の最大離着陸重量		キログラム
4 航空機等級番号またはタイヤ圧		
5 使用目的	(ア) 定期航空運送事業 (イ) 不定期航空運送事業 (ウ) 航空機使用事業 (エ) その他	
6 使用予定航空機の型式及び国籍登録の記号		
7 使用日	年 月 日 時 分から 年 月 日 時まで	
8 航空路	_____ 空港～ _____ 空港	
9 その他		
※1 使用料	(ア) 即時着陸料 (イ) 一括夜間照明料	円 円 円 円
※2 納入発行年月日	(ア) 発行年月日 (イ) 納付期限	年 月 日 年 月 日
※3 取扱者	職名 氏名	

注1 ※印欄は記入しないこと。
 2 4には1の使用しようとする空港名が福江空港、杵岐空港及び対馬空港の場合は航空機等級番号を記入、上五島空港及び小値賀空港の場合はタイヤ圧を記入すること。
 3 5の(ウ)又は(エ)に該当するときは9にその目的を詳記すること。

様式第3号

制限区域内使用車両承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

○申請者
郵便番号 所属名
住所氏 氏名
電話番号

制限区域内において車両を運転する必要があるため、長崎県営空港条例第8条の規定による知事の承認を受けたいので、同条例施行規則第4条の規定に基づき申請します。

記

登録番号 (整理番号)	車名及び型 式(年式)	期間	所属又は 所有者	目的及び 運転区域	搭載物件 の概要	事故防止の ための措置

注)

- 1) 自動車検査証の写又はこれに準ずるものを添附すること。
- 2) 特殊な形状の車両又は機材の場合は略図を添附すること(更新の場合を除く。)
- 3) 更新の場合であって、申請内容に変更がない項目(登録番号又は整理番号を除く。)
については、記入を省略することができる。
- 4) 申請者の氏名の記入は、記名押印又は署名によるものとする。

様式第3号

制限区域内使用車両承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

○申請者
郵便番号 所属名
住所氏 氏名
電話番号

制限区域内において車両を運転する必要があるため、長崎県営空港条例第8条の規定による知事の承認を受けたいので、同条例施行規則第4条の規定に基づき申請します。

記

登録番号 (整理番号)	車名及び型 式(年式)	期間	所属又は 所有者	目的及び 運転区域	搭載物件 の概要	事故防止の ための措置

注)

- 1) 自動車検査証の写又はこれに準ずるものを添附すること。
- 2) 特殊な形状の車両又は機材の場合は略図を添附すること(更新の場合を除く。)
- 3) 更新の場合であって、申請内容に変更がない項目(登録番号又は整理番号を除く。)
については、記入を省略することができる。

様式第4号

工 作 物 設 置 等 許 可 申 請 書

長崎県知事 様	申請者住所 氏 名 〔法人にあっては名称及び 代表者氏名〕	年 月 日	
長崎県営空港条例第10条第1項前段の規定により空港内〔工物設置 土地使用 建物その他の施設の使用〕 の許可を受けたいので申請します。			
1	使用しようとする土地 建物及び面積		
2	工物の種類、構造及び場所		
3	目的及び理由		
4	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5	工事着工及びしゅん功 期限	年 月 日から 年 月 日まで	
備 考	添 附 書 類	(ア) 戸籍抄本又は登記事項証明書 (イ) 設計図書、仕様書及び工事明細書 (ウ) 申請者の所有でない土地又は建物を使用する場合は 当該土地又は建物を使用する権利を有することを証明す る書類	

様式第4号

工 作 物 設 置 等 許 可 申 請 書

長崎県知事 様	申請者住所 氏 名 〔法人にあっては名称及び 代表者氏名〕	年 月 日	
長崎県営空港条例第10条第1項前段の規定により空港内〔工物設置 土地使用 建物その他の施設の使用〕 の許可を受けたいので申請します。			
1	使用しようとする土地 建物及び面積		
2	工物の種類、構造及び場所		
3	目的及び理由		
4	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5	工事着工及びしゅん功 期限	年 月 日から 年 月 日まで	
備 考	添 附 書 類	(ア) 戸籍抄本又は登記事項証明書 (イ) 設計図書、仕様書及び工事明細書 (ウ) 申請者の所有でない土地又は建物を使用する場合は 当該土地又は建物を使用する権利を有することを証明す る書類	

様式第5号

工作物変更等許可申請書

長崎県知事様		年 月 日
長崎県知事様	申請者住所氏名 〔法人にあっては名称及び代表者氏名〕	⑥
長崎県営空港条例第10条第1項後段の規定により空港内〔工作物、工作物の用途、土地等の使用目的〕の 変更の許可を受けたいので申請します。		
1	許可 指令 番号	年 月 日 指令 第 号
2	変 更 事 項	
3	変 更 前	
4	変 更 後	
5	変 更 理 由	
備 考	添 附 書 類	変更事項が工作物の増改築であるときは、設計図書、仕様書及び工事明細書を添附すること。

様式第5号

工作物変更等許可申請書

長崎県知事様		年 月 日
長崎県知事様	申請者住所氏名 〔法人にあっては名称及び代表者氏名〕	
長崎県営空港条例第10条第1項後段の規定により空港内〔工作物、工作物の用途、土地等の使用目的〕の 変更の許可を受けたいので申請します。		
1	許可 指令 番号	年 月 日 指令 第 号
2	変 更 事 項	
3	変 更 前	
4	変 更 後	
5	変 更 理 由	
備 考	添 附 書 類	変更事項が工作物の増改築であるときは、設計図書、仕様書及び工事明細書を添附すること。

様式第6号

空 港 内 営 業 許 可 申 請 書

長崎県知事 様 申請者住所 氏 名 〔法人にあっては名称及び代表者の氏名〕 申請者住所 氏 名 〔法人にあっては名称及び代表者の氏名〕		年 月 日
長崎県営空港条例第12条の規定により、構内営業の許可を受けたいので申請します。		
記 記		
1	営業の種類	
2	目的	
3	資本の額	
4	使用する施設	
5	営業期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	現に行っている営業があればその営業の概要	
7	その他参考事項	
備考	添 附 書 類	(ア) 戸籍抄本又は登記事項証明書 (イ) 資産若しくは納税に関する証明又は登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書 (ウ) 当該営業について主務官庁の許可を必要とする場合には当該営業の許可又は認可を証する書類

様式第6号

空 港 内 営 業 許 可 申 請 書

長崎県知事 様 申請者住所 氏 名 〔法人にあっては名称及び代表者の氏名〕 申請者住所 氏 名 〔法人にあっては名称及び代表者の氏名〕		年 月 日
長崎県営空港条例第12条の規定により、構内営業の許可を受けたいので申請します。		
記 記		
1	営業の種類	
2	目的	
3	資本の額	
4	使用する施設	
5	営業期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	現に行っている営業があればその営業の概要	
7	その他参考事項	
備考	添 附 書 類	(ア) 戸籍抄本又は登記事項証明書 (イ) 資産若しくは納税に関する証明又は登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書 (ウ) 当該営業について主務官庁の許可を必要とする場合には当該営業の許可又は認可を証する書類

様式第7号

特別納入承認申請書

長崎県知事様		年 月 日
申請者住所 氏 名		④
〔法人にあっては名称〕 〔及び代表者氏名〕		
長崎県営空港条例第17条第2項ただし書の規定により、着陸料、夜間照明料、停留料の特別納入の承認を受けたいので申請します。		
記 記		
1	特別納入の承認を受けようとする着陸料、夜間照明料、停留料	着 陸 料 _____ 円 夜間照明料 _____ 円 停 留 料 _____ 円 計 _____ 円
2	特別納入の承認を受けようとする理由	
3	特別納入の承認を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4	着陸料、夜間照明料、停留料の納入方法	
5	その他の参考事項	

様式第7号

特別納入承認申請書

長崎県知事様		年 月 日
申請者住所 氏 名		
〔法人にあっては名称〕 〔及び代表者氏名〕		
長崎県営空港条例第17条第2項ただし書の規定により、着陸料、夜間照明料、停留料の特別納入の承認を受けたいので申請します。		
記 記		
1	特別納入の承認を受けようとする着陸料、夜間照明料、停留料	着 陸 料 _____ 円 夜間照明料 _____ 円 停 留 料 _____ 円 計 _____ 円
2	特別納入の承認を受けようとする理由	
3	特別納入の承認を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4	着陸料、夜間照明料、停留料の納入方法	
5	その他の参考事項	

様式第8号

着 陸 料 等 減 免 申 請 書

長崎県知事 様		年 月 日
申請者住所 氏 名		④
〔法人にあっては名称 及び代表者氏名〕		
長崎県営空港条例第18条の規定により、着陸料等の減免を受けたいので申請いたします。		
記		
1	着陸料等の種類及び額	(ア) 着 陸 料 _____ 円 (イ) 夜間照明料 _____ 円 (ウ) 停 留 料 _____ 円 (エ) 土地使用料 _____ 円 合 計 _____ 円
2	減免を受けようとする 着陸料等の種類及び額	(ア) 着 陸 料 _____ 円 (イ) 夜間照明料 _____ 円 (ウ) 停 留 料 _____ 円 (エ) 土地使用料 _____ 円 合 計 _____ 円
3	減免を受けようとする 理由（具体的に記入す ること）	
4	使用日時その他参考と なる事項	

様式第8号

着 陸 料 等 減 免 申 請 書

長崎県知事 様		年 月 日
申請者住所 氏 名		
〔法人にあっては名称 及び代表者氏名〕		
長崎県営空港条例第18条の規定により、着陸料等の減免を受けたいので申請いたします。		
記		
1	着陸料等の種類及び額	(ア) 着 陸 料 _____ 円 (イ) 夜間照明料 _____ 円 (ウ) 停 留 料 _____ 円 (エ) 土地使用料 _____ 円 合 計 _____ 円
2	減免を受けようとする 着陸料等の種類及び額	(ア) 着 陸 料 _____ 円 (イ) 夜間照明料 _____ 円 (ウ) 停 留 料 _____ 円 (エ) 土地使用料 _____ 円 合 計 _____ 円
3	減免を受けようとする 理由（具体的に記入す ること）	
4	使用日時その他参考と なる事項	

改正後		改正前	
様式第1号(第4条関係) 長崎空港内外連絡通路壁面使用許可申請書	様式第1号(第4条関係) 長崎空港内外連絡通路壁面使用許可申請書		
長崎県知事 様	長崎県知事 様		
申請者〔法人にあっては、主住所〕 氏名〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕	申請者〔法人にあっては、主住所〕 氏名〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕	申請者〔法人にあっては、主住所〕 氏名〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕	申請者〔法人にあっては、主住所〕 氏名〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕
長崎空港内外連絡通路管理条例第3条の規定により、通路壁面の使用許可を受けたいので、下記により申請します。	長崎空港内外連絡通路管理条例第3条の規定により、通路壁面の使用許可を受けたいので、下記により申請します。	長崎空港内外連絡通路管理条例第3条の規定により、通路壁面の使用許可を受けたいので、下記により申請します。	長崎空港内外連絡通路管理条例第3条の規定により、通路壁面の使用許可を受けたいので、下記により申請します。
使用の内容	記	使用の内容	記
使用の目的		使用の目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用する面積及び長さ	面積 縦 横 平方メートル メートル メートル	使用する面積及び長さ	面積 縦 横 平方メートル メートル メートル

<p>様式第2号 (第5条関係) 長崎空港内外連絡通路壁面使用料減免申請書</p> <p>長崎県知事 様</p> <p>申請者〔法人にあっては、主住所〕たる事務所の所在地 氏名〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕</p> <p>年月日</p>	<p>様式第2号 (第5条関係) 長崎空港内外連絡通路壁面使用料減免申請書</p> <p>長崎県知事 様</p> <p>申請者〔法人にあっては、主住所〕たる事務所の所在地 氏名〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕</p> <p>年月日</p>
<p>長崎空港内外連絡通路管理条例第5条第2項の規定により、使用料の減免を受けたいので、下記により申請します。</p> <p>記</p> <p>使用料の額</p> <p>減免を受けようとする額</p> <p>減免を受けようとする理由</p> <p>その他参考となる事項</p>	<p>長崎空港内外連絡通路管理条例第5条第2項の規定により、使用料の減免を受けたいので、下記により申請します。</p> <p>記</p> <p>使用料の額</p> <p>減免を受けようとする額</p> <p>減免を受けようとする理由</p> <p>その他参考となる事項</p>

改正後	改正前
<p>様式第1号(第2条関係) 海岸保全区域等占用許可申請書</p> <p>長崎県知事 様 申請者 住所 氏名</p> <p>年月日</p> <p>下記のとおり海岸保全施設の占用(工作物設置)等を行いたいので、海岸法第7条第1項(第37条の4)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 海岸の名称 占用の目的 占用の場所 占用の内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 占用面積 ※ 以下工作物を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> 工作物の名称又は種類 工作物の構造又は能力 工事実施の期間 占用の期間 添付図書 <ol style="list-style-type: none"> 位置図(2) 地況図(3) 実測図(4) 公図(5) 方法書 設計書、構造計算書、載荷重量計算書及び構造図(工作物を設置する場合) 利害関係人の承諾書 <p>備考 申請者が法人である場合においては、申請者の氏名欄には、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</p>	<p>様式第1号(第2条関係) 海岸保全区域等占用許可申請書</p> <p>長崎県知事 様 申請者 住所 氏名</p> <p>年月日</p> <p>下記のとおり海岸保全施設の占用(工作物設置)等を行いたいので、海岸法第7条第1項(第37条の4)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 海岸の名称 占用の目的 占用の場所 占用の内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 占用面積 ※ 以下工作物を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> 工作物の名称又は種類 工作物の構造又は能力 工事実施の期間 占用の期間 添付図書 <ol style="list-style-type: none"> 位置図(2) 地況図(3) 実測図(4) 公図(5) 方法書 設計書、構造計算書、載荷重量計算書及び構造図(工作物を設置する場合) 利害関係人の承諾書 <p>備考 1 申請者が法人である場合においては、申請者の氏名欄には、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 申請者が自署する場合においては、押印を省略することができる。</p>

様式第2号 (第2条関係)

海岸保全区域等内制限行為許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所 氏名

下記のとおり海岸法第8条第1項(第37条の5)の規定による許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 海岸の名称
- 2 行為の目的
- 3 行為の場所
- 4 行為の内容
- 5 行為実施の方法
- 6 行為実施の期間

7 添付図書

- (1) 位置図 (2) 地況図 (3) 実測図 (4) 公図 (5) 方法書
- (6) 設計書、構造計算書、載荷重量計算書及び構造図(工作物を設置する場合)
- (7) 利害関係人の承諾書

備考

申請者が法人である場合においては、申請者の氏名欄には、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

申請者が自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第2号 (第2条関係)

海岸保全区域等内制限行為許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所 氏名

下記のとおり海岸法第8条第1項(第37条の5)の規定による許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 海岸の名称
- 2 行為の目的
- 3 行為の場所
- 4 行為の内容
- 5 行為実施の方法
- 6 行為実施の期間

7 添付図書

- (1) 位置図 (2) 地況図 (3) 実測図 (4) 公図 (5) 方法書
- (6) 設計書、構造計算書、載荷重量計算書及び構造図(工作物を設置する場合)
- (7) 利害関係人の承諾書

備考

申請者が法人である場合においては、申請者の氏名欄には、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

申請者が自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号（第5条関係）
海岸保全区域等内占用許可事項変更（廃止）届

長崎県知事 様
年 月 日

届出者 住 所 氏 名
氏 名

長崎県指令第 号で許可を受けた内容について、
下記のとおり変更（廃止）したいので、長崎県海岸占用料及び土石採取料徴収等条例第
3条の規定により届け出ます

記

変更（廃止）事項	(新) (旧)
変更（廃止）理由	
添付書類	許可書の写し

備考
1 届出者が法人である場合においては、届出者の氏名欄には、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者が自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第3号（第5条関係）
海岸保全区域等内占用許可事項変更（廃止）届

長崎県知事 様
年 月 日

届出者 住 所 氏 名
氏 名

長崎県指令第 号で許可を受けた内容について、
下記のとおり変更（廃止）したいので、長崎県海岸占用料及び土石採取料徴収等条例第
3条の規定により届け出ます

記

変更（廃止）事項	(新) (旧)
変更（廃止）理由	
添付書類	許可書の写し

備考
届出者が法人である場合においては、届出者の氏名欄には、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

<p>様式第4号 (第5条関係)</p> <p>海岸保全区域等原状回復届</p> <p>長崎県知事 様</p> <p>届出者 住所 氏名 ⑤</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日 その効力が(行為を)消失(廃止)し、原状に回復したので、長崎県海岸占用料及び土石採取料徴収等条例第5条第2項の規定により届け出ます。</p> <p>備考 1 届出者が法人である場合には、届出者の氏名欄には、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 届出者が自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	<p>様式第4号 (第5条関係)</p> <p>海岸保全区域等原状回復届</p> <p>長崎県知事 様</p> <p>届出者 住所 氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日 その効力が(行為を)消失(廃止)し、原状に回復したので、長崎県海岸占用料及び土石採取料徴収等条例第5条第2項の規定により届け出ます。</p> <p>備考 届出者が法人である場合には、届出者の氏名欄には、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</p>
---	---

改正後	改正前
<p>様式第1号 (第2条関係)</p> <p>海域占用許可申請書</p> <p>年月日</p> <p>長崎県知事 様</p> <p>申請人 住所 氏名</p> <p>長崎県海城管理柔例第3条第1項第1号に掲げる行為にかかる許可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 位置 2 面積 3 目的 4 期間 5 工作物等の構造 	<p>様式第1号 (第2条関係)</p> <p>海域占用許可申請書</p> <p>年月日</p> <p>長崎県知事 様</p> <p>申請人 住所 氏名 印</p> <p>長崎県海城管理柔例第3条第1項第1号に掲げる行為にかかる許可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 位置 2 面積 3 目的 4 期間 5 工作物等の構造

様式第2号 (第2条関係)

土石採取許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請人 住所
氏名

長崎県海域管理条例第3条第1項第2号に掲げる行為にかかる許可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 位置
- 2 種別
- 3 数量
- 4 目的
- 5 期間

様式第2号 (第2条関係)

土石採取許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請人 住所
氏名

長崎県海域管理条例第3条第1項第2号に掲げる行為にかかる許可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 位置
- 2 種別
- 3 数量
- 4 目的
- 5 期間

様式第3号 (第2条関係)

海域占用変更許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請人 住所

氏名 印

長崎県海域管理条例第3条第1項第1号の許可にかかるとおぼしめされる事項を変更したいので、同条例第2項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

2 変更の内容及び理由

変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		
備考		

様式第3号 (第2条関係)

海域占用変更許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請人 住所

氏名

長崎県海域管理条例第3条第1項第1号の許可にかかるとおぼしめされる事項を変更したいので、同条例第2項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

2 変更の内容及び理由

変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		
備考		

様式第4号 (第2条関係)

土石採取変更許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請人 住所

氏名 印

長崎県海城管理条例第3条第1項第2号の許可にかかるとおりの事項を変更したいので、同条第2項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 2 変更の内容及び理由

変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		
備 考		

様式第4号 (第2条関係)

土石採取変更許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請人 住所

氏名

長崎県海城管理条例第3条第1項第2号の許可にかかるとおりの事項を変更したいので、同条第2項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 2 変更の内容及び理由

変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		
備 考		

様式第5号 (第3条関係)

氏名等変更届出書

年 月 日

長崎県知事 様

申請人 住所

氏名 印

氏名・名称・住所を変更したので、長崎県海域管理条例第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 2 変更年月日 年 月 日
- 3 変更の内容及び理由

変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		
備 考		

様式第5号 (第3条関係)

氏名等変更届出書

年 月 日

長崎県知事 様

申請人 住所

氏名

氏名・名称・住所を変更したので、長崎県海域管理条例第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 2 変更年月日 年 月 日
- 3 変更の内容及び理由

変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		
備 考		

様式第6号(第3条関係)

許可行為廃止届出書

年 月 日

長崎県知事 様

届出者 住所
氏名

長崎県海域管理条例第3条第1項の許可にかかるとおり届出ます。同条例第9条の規定により、下記のとおり届出ます。

記

- 1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 2 廃止の理由
- 3 廃止予定年月日 年 月 日

様式第6号(第3条関係)

許可行為廃止届出書

年 月 日

長崎県知事 様

届出者 住所
氏名 印

長崎県海域管理条例第3条第1項の許可にかかるとおり届出ます。同条例第9条の規定により、下記のとおり届出ます。

記

- 1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 2 廃止の理由
- 3 廃止予定年月日 年 月 日

様式第7号 (第3条関係)	権利承継届出書	年 月 日
長崎県知事 様	届出者 住所 氏名 印	長崎県海城管理条例第3条第1項の許可に基づき地位を承継したので、同条例第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。
記	1 承継にかかる許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
2 承継の原因	3 被承継者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	年 月 日
4 承継年月日	年 月 日	年 月 日
様式第7号 (第3条関係)	権利承継届出書	年 月 日
長崎県知事 様	届出者 住所 氏名	長崎県海城管理条例第3条第1項の許可に基づき地位を承継したので、同条例第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。
記	1 承継にかかる許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
2 承継の原因	3 被承継者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	年 月 日
4 承継年月日	年 月 日	年 月 日

様式第8号 (第4条関係)

占用料等返還申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請人 住所
氏名

占用料等の返還を受けたいので、長崎県海域管理条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 2 納付した占用料等及び納付年月日 年 月 日 円
- 3 返還を受けようとする金額 円
- 4 返還を受けようとする金額の算定根拠
- 5 申請理由

様式第8号 (第4条関係)

占用料等返還申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請人 住所
氏名 印

占用料等の返還を受けたいので、長崎県海域管理条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 2 納付した占用料等及び納付年月日 年 月 日 円
- 3 返還を受けようとする金額 円
- 4 返還を受けようとする金額の算定根拠
- 5 申請理由

<p>様式第9号（第5条関係） 長崎県知事 様 申請人 住所 氏名 年 月 日</p> <p>占用料等減免申請書</p> <p>占用料等の減額・免除を受けたいので、長崎県海域管理条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>1 用途及び利用計画</p> <p>2 海域の位置及び面積 (1) 位置 (2) 面積</p> <p>3 占用の期間</p> <p>4 減額・免除を受けようとする占用料の額 円</p> <p>5 申請理由</p>	<p>様式第9号（第5条関係） 長崎県知事 様 申請人 住所 氏名 年 月 日</p> <p>占用料等減免申請書</p> <p>占用料等の減額・免除を受けたいので、長崎県海域管理条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>1 用途及び利用計画</p> <p>2 海域の位置及び面積 (1) 位置 (2) 面積</p> <p>3 占用の期間</p> <p>4 減額・免除を受けようとする占用料の額 円</p> <p>5 申請理由</p>
---	---

長崎県告示第706号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和2年11月6日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

テレビ会議システム 1式

（詳細は仕様書のとおり）

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

(6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

(7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和2年12月3日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）

シ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
〔名称〕長崎県出納局物品管理室
〔電話〕095-895-2884
〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。
- 6 3の(2)、3の(3)のイからサまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
(1) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年9月30日までとする。
(2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和4年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等
(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
(3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

自然公園内県営公園施設指定管理者の募集（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び自然公園内県営公園施設条例（昭和32年長崎県条例第20号）第2条の規定に基づき、自然公園内県営公園施設指定管理者の募集を次のとおり行う。

令和2年11月6日

長崎県知事 中村 法道

1 募集内容

- (1) 募集対象施設及び施設の所在地
金泉寺山小屋及び野営施設（諫早市高来町善住寺1130-1）
- (2) 指定管理者が行う業務
 - ア 利用許可に関する業務
 - イ 施設の清掃、維持管理及び軽微な補修に関する業務
 - ウ イベントの企画、開催、広報等施設の利用の促進に関する業務
 - エ セルフモニタリング
 - オ その他施設の運営に関して必要とする業務
- (3) 指定（予定）期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

2 応募資格

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 直近1年間の地方税（都道府県税及び市町村税）、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 国又は長崎県及びその他の地方公共団体から指名停止若しくは指名除外の措置を受けている又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 指定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
- (6) 申請書の提出期限の日以前6か月から指定管理者の決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止を受けた事実がある者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はそれらの利益となる活動を行う団体（以下「暴力団等」という。）及び暴力団等の構成員が役員となっている団体でないこと。

3 応募の方法

- (1) 募集要領等の入手方法
令和2年11月6日（金）から令和2年12月7日（月）まで、長崎県自然環境課のホームページ（<https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/461512.html>）及び(3)の場所で交付する。
- (2) 応募の方法
令和2年11月6日（金）から令和2年12月7日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までに、指定管理者指定申請書に次の書類を添え、(3)の場所に持参又は郵送にて提出すること。ただし、郵送の場合は、令和2年12月7日（月）午後5時必着とする。
 - ア 誓約書
 - イ 事業計画書
 - ウ 定款又は寄付行為
 - エ 法人の場合は登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）、法人以外の場合は代表者の住民票（3か月以内に発行されたもの）
 - オ 役員の名簿及び履歴書
 - カ 申請者（団体）の概要に関する書類
 - キ 貸借対照表（前事業年度）
 - ク 損益計算書（前事業年度）
 - ケ 営業（事業）報告書（前事業年度）
 - コ 地方税（都道府県税及び市町村税）、消費税及び地方消費税の未納がない証明
- (3) 募集要領等の交付及び指定申請書の提出先
長崎県県民生活環境部自然環境課（自然資源活用班）

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

電話 095-895-2385

4 選定方法等

(1) 選定方法

選定に当たっては、公募による応募者の審査を行うために自然公園内県営公園施設指定管理者選定委員会を設置し、事業計画書等の書類に基づき、指定管理者の候補者として、最も優れた指定申請者を選定する。

(2) 選定事務の所管

選定事務の事務局は、長崎県県民生活環境部自然環境課に設置する。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、指定申請者全てに文書で通知する。

特定計量器定期検査の実施（公告）

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年11月6日

長崎県知事 中村 法道

1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時

壱岐市

検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
集合検査	芦辺町瀬戸・箱崎地区	壱岐市役所 箱崎出張所	12月8日	9時30分から10時30分まで
	芦辺町那賀地区	壱岐市役所 那賀出張所		11時から12時まで
	芦辺町八幡浦・田河・芦辺浦地区	壱岐市役所 芦辺支所		13時30分から15時30分まで
同 上	勝本町浦部・在部地区	勝本地区公民館	12月9日	9時30分から12時まで
	勝本町湯本地区	壱岐市役所 湯本出張所		13時30分から14時30分まで
同 上	郷ノ浦町地区	壱岐の島ホール地下駐車場	12月16日	9時30分から12時まで 13時から15時まで
同 上	郷ノ浦町地区	壱岐の島ホール地下駐車場	12月17日	9時30分から12時まで 13時から15時まで
同 上	石田町全地区	壱岐市役所 石田支所	12月18日	9時30分から11時30分まで
所在場所 検査	計量器の所在の場所		12月7日から 12月18日まで 土曜・日曜 は除く	10時から12時まで 13時から17時まで

2 検査の対象となる特定計量器

取引又は証明に使用する特定計量器

3 検査の実施機関

指定定期検査機関 (一社) 長崎県計量協会

契約者等（公示）

随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和2年11月6日

長崎県知事 中村 法道

- 1 随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
環境保健研究センターへ導入するPCR等検査機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県福祉保健部医療政策課
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-895-2466
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年10月14日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
諫早市多良見町化屋1781-1
正晃株式会社長崎営業所 所長 石井 淳
- 5 随意契約に係る契約金額
31,683,234円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第11条第1項に規定する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号に該当するため。

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年7月10日総会議決）を認可した。

令和2年11月6日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 柚木土地改良区
認可年月日 令和2年10月26日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年6月29日総会議決）を認可した。

令和2年11月6日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 三井楽土地改良区
認可年月日 令和2年10月27日

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、生月地区県営土地改良事業計画（ため池整備工、土砂崩壊防止施設工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年11月6日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営農村地域防災減災事業
生月地区土地改良事業変更計画書
- 2 縦覧期間
令和2年11月6日から令和2年12月7日まで
- 3 縦覧場所
平戸市役所農林水産部農林課

林業用種苗生産事業者講習会の開催（公告）

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づく林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和2年11月6日

長崎県知事 中村 法道

- 1 講習会の日時及び場所
 - (1) 日時 令和2年11月26日（木曜日） 午前10時から午後5時まで
 - (2) 場所 長崎県農林技術開発センター 本館2階第1会議室
（諫早市貝津町3118）
- 2 受講対象者
林業用種苗生産事業者の登録を受けようとする者。
- 3 講習科目及び講習時間
 - (1) 種苗に関する法令 2時間
 - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
 - (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 手数料及び申込方法
 - (1) 講習手数料 14,000円（長崎県証紙）
 - (2) 申込方法
受講しようとする者は、申込書（林業種苗法施行細則（昭和46年長崎県規則第1号）様式第2号）により、開催日の5日前までに、住所地を所管する県振興局林業担当課へ提出すること。
- 5 修了証明書の交付
所定の講習課程を修了した者には、修了証明書を交付します。
- 6 問い合わせ先
長崎県農林部森林整備室森林整備班（電話095-895-2986）

第49回採石業務管理者試験合格者（公告）

令和2年10月9日に実施した標記試験に合格した者の受験番号は下記のとおりであったので公告する。

令和2年11月6日

長崎県知事 中村 法道

1. 合格者受験番号
12番、14番、16番

以上 3名

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年11月6日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）公園の変更 3・2・107号 魚の町公園（長崎市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年11月6日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路の変更 3・3・107号出島町西山町線（長崎市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和2年11月6日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品名及び数量
 - ① 2入札第101号 生徒用コンピュータ〈中学校用〉（長崎・西海地区）
生徒用コンピュータ 378セット
 - ② 2入札第102号 生徒用コンピュータ〈中学校用〉（県北地区）
生徒用コンピュータ 378セット
 - ③ 2入札第103号 生徒用コンピュータ〈中学校用〉（諫早・大村地区）
生徒用コンピュータ 378セット
 - ④ 2入札第104号 タブレットほか〈特別支援学校ほか用〉（長崎・西海・五島地区）
タブレット 239台
キーボード 23台
保護フィルム 23枚
保護ケース 216個
スタイラスペン 20本
 - ⑤ 2入札第105号 タブレットほか〈特別支援学校ほか用〉（県北・壱岐地区）
タブレット 233台
キーボード 31台
保護フィルム 31枚
保護ケース 202個
スタイラスペン 24本
 - ⑥ 2入札第106号 タブレットほか〈特別支援学校用〉（島原地区）
タブレット 75台
保護ケース 75個
スタイラスペン 8本
 - ⑦ 2入札第107号 タブレットほか〈特別支援学校ほか用〉（諫早・大村地区地区）
タブレット 323台
キーボード 68台
保護フィルム 68枚
保護ケース 255個
スタイラスペン 24本
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札

5 落札決定日

令和2年9月29日

6 落札者

- ① 長崎県長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ(株) 代表取締役 瀧口 晴樹
- ② 福岡県福岡市中央区大名2-9-27
(株)内田洋行 教育ICT・環境ソリューション事業部 九州営業部 部長 坂口秀雄
- ③ 長崎県長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ(株) 代表取締役 瀧口 晴樹
- ④ 長崎県長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ(株) 代表取締役 瀧口 晴樹
- ⑤ 長崎県長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ(株) 代表取締役 瀧口 晴樹
- ⑥ 長崎県長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ(株) 代表取締役 瀧口 晴樹
- ⑦ 長崎県長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ(株) 代表取締役 瀧口 晴樹

7 落札価格(消費税及び地方消費税を含む。)

- ① 21,413,700円
- ② 21,330,540円
- ③ 21,205,800円
- ④ 14,160,520円
- ⑤ 13,849,770円
- ⑥ 4,431,020円
- ⑦ 19,112,940円

8 入札公告日

令和2年8月18日

9 落札方式

最低価格

落札者等(公告)

落札者等について、次のとおり公告する。

令和2年11月6日

長崎県知事 中村 法道

1 物品名及び数量

2 入札第116号 教職員事務用パソコン(諫早・大村地区)
教職員事務用パソコン161台

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881

3 調達方法

購入

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

令和2年10月16日

6 落札者

長崎県長崎市万才町3番1号
富士ゼロックス長崎(株) 営業統括部 営業統括部長 秋山 富也

7 落札価格(消費税及び地方消費税を含む。)

12,317,305円

- 8 入札公告日
令和2年9月4日
- 9 落札方式
最低価格

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年11月6日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
テレビ会議システム 1式
(詳細は仕様書のとおり)
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和3年3月31日
- (4) 納入場所
長崎県警察本部外34箇所
- (5) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和2年長崎県告示第706号）に定める資格を得ていること。
- (4) この公告の日から8の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から8の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和2年12月3日（木）

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(名称) 長崎県警察本部警務部会計課 (調度係)
(住所) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
(電話) 095-820-0110 内線2231

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

(期 間) この公告の日から令和2年12月10日 (木) 17時00分まで (県の休日を除く。)

(場 所) 4の部局等とする。

(その他) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 開札の場所及び期日等

(日時) 令和2年12月17日 (木) 13時30分開始

(場所) 長崎市尾上町3番3号

長崎県警察本部 3階入札室

開札当日が悪天候 (大雨、大雪、台風接近等) 等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局等に確認すること。

9 郵送による場合の入札書の受領期限等

(受領期限) 令和2年12月16日 (水) 17時00分必着

(提出先) 長崎県警察本部警務部会計課 (調度係)

(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額 (消費税及び地方消費税を含む) の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約 (契約金額の100分の10以上) を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの (2件以上) を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき (入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理

人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Video conferencing system: 1 set
Details are as per the specifications
- (2) Delivery period:
March 31,2021
- (3) Delivery place:
34 locations outside the Nagasaki Prefectural Police Headquarters
- (4) Time-limit for tender(must arrive by post by this date):
5:00 p.m.December 16, 2020
- (5) Date and time for the opening of tender:
13:30 p.m.December 17, 2020
- (6) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police Headquarters
Tel 095-820-0110 ext 2231

雑 報

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので公告する。

令和2年11月6日

長崎県公立大学法人
理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 2長大佐 第 5 号
- (2) 工 事 名 長崎県立大学佐世保校 本館（東エリア）解体工事
- (3) 工事場所 佐世保市川下町
- (4) 工 期 令和 3年 3月 31日限り
- (5) 工事概要 工事種別：解体工事
 主要用途：大学（事務室・教室）
 構造：鉄筋コンクリート造 3階
 規模：延べ面積 1,980㎡
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
- (7) この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号。以下「実施要綱」という。）第2条第16号に規定する事後審査型入札である。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、電子入札対象外の工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、長崎県において定められた事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の(1)及び(2)に定める要件を満たす共同企業体で、さらに、下記の(1)及び(2)の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 実施要綱第7条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

共同企業体の構成員数	2者	
出 資 比 率	最小限度 30%	
資 格 要 件	代 表 構 成 員	その他の構成員
建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有し、かつ、解体工事業に係る特定建設業の許可を有すること。	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、解体工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	長崎県内に主たる営業所有する者で、建築一式工事に係る長崎県における格付等級がAランクで、総合数値が800点以上、かつ、解体工事に係る総合数値が700点以上であること。	長崎県内に主たる営業所有する者で、解体工事に係る総合数値が700点以上であること。
年間平均完成工事高	建築一式工事において8000万円以上	条件なし
経営事項審査の審査基準日	令和2年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格者名簿（格付表）に搭載され、「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間に、建設業27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期限が満了する者でないこと。	

- (注1)「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所であり、当該営業所は本店たる営業所をいう。
- (注2)「名簿」とは、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿をいう。
- (注3)「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。
- (注4)「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。
- (2) 実施要綱第20条第1項に規定する事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、令和3年1月12日（現場施工着手指定日）からとする（技術者の配置については、原則として契約締結日からとするが、配置できない場合は、契約締結日から現場施工着手指定日の前日までの間で配置を免除する期間を協議できる）

	代 表 構 成 員	その他の構成員						
同種工事の施工実績に関する条件	<p>平成17年度から令和元年度に元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）で延べ床面積が、500㎡以上の建築物の解体工事の完了の施工実績（共同企業体におけるその他構成員としての実績については、その回数を2以上とする）があること。</p> <p>なお、施工実績となる建築物は、1棟の建築物とする。</p> <p>また、施工実績となる建築物が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）とそれ以外の混構造の場合は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）部分の延べ面積を対象とする。</p>	<p>平成17年度から令和元年度に元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）で延べ床面積が、300㎡以上の建築物の解体工事の完了の施工実績（共同企業体におけるその他構成員としての実績については、その回数を2以上とする）があること。</p> <p>なお、施工実績となる建築物は、1棟の建築物とする。</p> <p>また、施工実績となる建築物が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）とそれ以外の混構造の場合は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）部分の延べ面積を対象とする。</p>						
配置技術者に関する条件	<p>以下の条件をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。</p>	<p>以下の条件をすべて満たす主任技術者を専任で配置できること。</p>						
<table border="1"> <tr> <td>国家資格等</td> <td> <p>① 法による一級建築施工管理技士の資格を有する者。</p> <p>② 建築工事業、かつ、解体工事業又はとび・土工工事業（建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第4条に規定する経過措置の対象者に限る。）に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第4項に規定する講習を修了した日から5年を経過していない者</p> </td> <td> <p>① 解体工事業又はとび・土工工事業（建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第4条に規定する経過措置の対象者に限る。）に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第4項に規定する講習を修了した日から5年を経過していない者</p> </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2"> <p>① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者は専任すること。</p> <p>（長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外）</p> <p>③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p> <p>④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者でないこと。</p> </td> </tr> </table>	国家資格等	<p>① 法による一級建築施工管理技士の資格を有する者。</p> <p>② 建築工事業、かつ、解体工事業又はとび・土工工事業（建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第4条に規定する経過措置の対象者に限る。）に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第4項に規定する講習を修了した日から5年を経過していない者</p>	<p>① 解体工事業又はとび・土工工事業（建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第4条に規定する経過措置の対象者に限る。）に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第4項に規定する講習を修了した日から5年を経過していない者</p>	その他	<p>① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者は専任すること。</p> <p>（長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外）</p> <p>③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p> <p>④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者でないこと。</p>			
国家資格等	<p>① 法による一級建築施工管理技士の資格を有する者。</p> <p>② 建築工事業、かつ、解体工事業又はとび・土工工事業（建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第4条に規定する経過措置の対象者に限る。）に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第4項に規定する講習を修了した日から5年を経過していない者</p>	<p>① 解体工事業又はとび・土工工事業（建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第4条に規定する経過措置の対象者に限る。）に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第4項に規定する講習を修了した日から5年を経過していない者</p>						
その他	<p>① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者は専任すること。</p> <p>（長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外）</p> <p>③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p> <p>④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者でないこと。</p>							
その他の条件	<p>当該企業体における出資比率が、その他の構成員の出資比率を上回ること。</p>	<p>条件なし。</p>						

（注1）「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

（注2）「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」に規定するものをいう。

（注3）「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の

工事現場との兼任は認められておらず、また、建築士法第24条に規定する管理建築士は、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

3 入札等担当部局

区 分	担 当 内 容	担 当 部 局	電 話 番 号 等	住 所
入札・契約 担当	提出書類、入札・契約 に関する事項	長崎県立大学佐世保校 総務課建設整備グループ	T E L 0956 - 59 - 6778	〒 858 - 8580 長崎県佐世保市川下町 123 番
工事・技術 担当	設計図書の内容等技術 的要素に関する事項		F A X 0956 - 47 - 6941	

4 提出書類

(1) 競争参加資格確認届出書等として、次の書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のアの①、イ、ウ、及びエ

(2) 競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のオ、カ、及びキ

② ①のほか、条件を満足していることを証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等、施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。

③ 上記①、②のほか、2-(2)（注3）の技術者の「専任」が確認できる書面の写しを提出すること。その他、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」3(1)(2)による。

5 入札日程

【交付について】 書類様式、入札説明書の 交付期間及び方法	【交付期間】 令和2年11月6日（金）から 令和2年11月20日（金）まで	入札説明書、設計図書等については、CD-ROMにより上記3の入札等担当部局で配布を行う。なお、郵送による配付は行わない。
【提出について】 競争参加資格確認届 出書等の提出期間及 び場所	【提出期間】 令和2年11月9日（月）から 令和2年11月20日（金）まで	3の入札等担当部局に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。）による。なお、郵送後、速やかに入札等担当部局に連絡を行うこと。
【質問について】 入札説明書等に関す る質問期間及び場所	【質問期間】 令和2年11月6日（金）から 令和2年11月26日（木）まで	3の入札等担当部局に提出のこと。 なお、入札説明書に関する質問は、所定の様式により郵送で行うこと。やむえない場合は、ファクシミリも可とするが、ファクシミリ後、ただちに原本を郵送すること。なお、郵送又はファクシミリを問わず、必ず入札等担当部局に着信を確認すること。
上記回答期限 及び回答方法	令和2年11月30日（月）まで	・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答 ・全参加者に関する事項は、下記ホームページにて回答 長崎県立大学ホームページ（ http://sun.ac.jp/ ）画面中の「佐世保校キャンパス整備」専用バナーから入手すること。
入札日時及び場所	令和2年12月7日（月） 午後14時30分から	〒 858 - 8580 長崎県佐世保市川下町 123 番 長崎県立大学佐世保校 本館2階207号教室
競争参加資格審査申 請書等の提出期間及 び場所	落札候補者決定通知の翌日から起算し て3日以内	3の入札等担当部局へ持参

（注1）上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（来所する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

（注2）入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

6 最低制限価格 設定

- (1) 最低制限価格の取り扱いについては、長崎県土木部建設企画課が定める「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて（31建企第369号）」を準用するものとする。
- (2) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。
- 7 入札方法 紙 入札で行う。
入札回数は1回とする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。
- 8 入札保証金 免除
ただし、落札者が契約を結ばないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5を徴収する。
- 9 契約保証金
長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによる。
- 10 落札候補者の決定方法
 - (1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。
 - (2) 落札候補者となるべき最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。また、最低価格から2番目、3番目に同額入札者が複数あった場合においても、入札会場においてくじによりその順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 11 入札の無効
共通事項書14の(1)～(13)及び(15)～(17)に該当する場合は入札無効とする。
なお、共同企業体の場合は、代表構成員、その他構成員のいずれか1者が、発注者（大学法人）より直接、入札説明書等の配布を受けていること。
- 12 入札の中止
入札参加者が1者のときは、入札の執行を取りやめる。
- 13 入札結果の公表
入札結果は、閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。
- 14 その他
 - (1) その他入札参加資格、入札、契約に関する事項において、公告に定めがない事項については、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによるほか、共通事項書1～10、13～14、17(1)(4)、18(1)～(5)を準用する。
 - (2) 不明な点に関する問い合わせ先
3の入札等担当部局

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト